平成27年9月28日（月）【第14号】

「農地を守り！次世代に引き継ぐお手伝いをします！」

農地中間管理機構だより

随時発行　　発行者：農地中間管理機構（公益社団法人宮崎県農業振興公社）

◆第１４号の内容

１　農地中間管理事業の平成27年度後半戦に向けて
２　農地整備事業との連携に関する担当者会議を開催しました
３　農地中間管理事業審査会（９月）について
４　県内での取組事例地区紹介（10）

１　農地中間管理事業の平成27年度後半戦に向けて

皆様方におかれましては、日頃より農地中間管理事業の推進に多大なる御理解と御協力を賜り、この場をお借りして感謝申し上げます。

当公社におきましても４月から県の支庁・農林振興局毎に地域駐在員を配置し、市町村事業推進チームと一体となって事業制度の周知や事務手続きの支援等に取り組むとともに、公募方法の見直しや提出書類の見直し等を行いながら事業推進を行っているところです。

平成27年度も早６ヶ月が過ぎようとしており、県内ではこれまで農地中間管理事業の重点実施地区１６４地区において事業推進を行っており、現在、この内の３分の１にあたる約５０地区において地域での話し合いが進み、農地中間管理事業による農地貸借の手続きを進めているところです。

これ以外の地区においても鋭意事業推進を行っていただいているところですが「地域での話し合いを持ちかけてもなかなか人が集まらない」、「担い手への農地集積の必要性は理解できても、地域で進めるためのリーダーがいない」等、様々な地域の課題が聞かれます。これらに対しては、地域の将来を見据えたねばり強い説明や先行事例等の紹介により理解を深め、農地集積を進める機運醸成に努めていくしかないと考えますので、御協力をお願いします。

また、９月４日（金）には農林水産省において、機構を軌道に乗せるための改善策の実施状況について都道府県ヒアリングが実施されました。機構の取組等に関する県からの説明後に意見交換が行われ、国からは、機構の駐在員配置や市町村等が雇用している現地コーディネーターの配置、機構の取組等について評価されましたが、今後の取組とそれに見合う事業取組の成果が求められるという発言がありました。

農地中間管理事業も平成27年度後半戦に向けて、これからの事業推進が重要となってきますので、関係機関一丸となって取り組んでいきたいと考えております。本格実施の２年目、後半戦も引き続き皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

公益社団法人宮崎県農業興公社　理事長　宮脇　和寛

２　農地整備事業との連携に関する担当者会議を開催しました

県農村整備課は８月２８日（金）に、農地整備事業担当者と県地域農業推進課農地対策担当者や機構事業担当者の出席のもと、農地整備事業と農地中間管理事業との連携に関する担当者会議を開催しました。

今回の担当者会議は、７月３日（金）の担当者会議に次ぐ本年度２回目の開催で、今回は区画整理を伴わない、畑地かんがい事業実施地区での取組について、各県出先事務所の担当者から取組状況や事業推進上の課題等について説明を受け、その後意見交換を行いました。

農地の区画整理実施地区における農地中間管理事業の推進は、地区内に区画整理を推進する組織があり、時には耕作者も交えて整備後の農地の区画形状や農道、用・排水路等の配置、換地等について定期的に話し合いを行うことから、農地集積に関する話し合いも容易にできます。

しかし、畑地帯でのかんがい施設整備事業の場合は、作物が多岐にわたることや個人間での農地貸借が進んでいることもあり、地区全体での農地集積の話し合いを進めることは難しいようです。

また、農地集積を行うために必要な耕作者を特定すること、未相続農地や不在村地主の農地の確認作業等に時間を要すること、さらには、輪作を行っている地域や賃料にバラツキがある地域での事業の進め方等も課題として挙げられたところです。

今後は、これら課題の解決に向けた検討を行うとともに、先行地区の事例等を関係者で情報共有しながら進めていくことを確認して会議を終了しました。

担当者会議の様子

３　農地中間管理事業審査会（９月）について

機構は、９月１７日（木）に平成27年度６回目となる農地中間管理事業審査会を開催しました。今回の審査会では、**重点実施地区６地区**と**個別案件**としてリタイアされる農業者や利用権の更新を行う農業者等の農地を対象に審査を行いました。重点実施地区６地区のうち５地区は、農地集積に賛同する追加の権利設定で、１地区はH27新規の取組地区で地区内の約３割の農地集積ですが、今後さらなる農地集積に取り組むこととしています。

また、個別案件としてリタイアや規模縮小される農業者等の利用権設定も増えています。水田での水稲作が終了し、今期限りで経営転換される方々の利用権設定が行われています。さらに、利用権の更新や新規設定も増えており、機構から転貸された農地の周辺農地が耕作者集積協力金の対象となりますので、地域内での事業周知をお願いします。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

◆重点実施地区６地区（小林市・えびの市・高原町・新富町・都農町）
・機構が借り受けて貸し付ける農地面積　４１．８ha
◆離農する農業者及び隣接する農地を貸し付ける農業者等（38名）
（都城市・高原町・西都市・新富町・川南町・都農町・延岡市・高千穂町）
・機構が借り受けて貸し付ける農地面積　１３．７ha　　**９月審査面積　５５．５ha**
平成27年度転貸面積累計　２４８．１ha

４　県内での取組事例地区紹介（１０）

第１０回目は、小林市野尻町区の重点実施地区である「大萩地区」の紹介です。

本地区は、野尻町三ケ野山の国道２６８号南側に広がる１３１haの畑地帯で、地区内では、ごぼう、さといも、ほうれんそう等の露地野菜やメロン、マンゴー等の施設園芸、茶の栽培が行われているところです。

また、本地区は、国営かんがい排水事業「西諸地区」の受益地区で、畑地かんがい施設の整備にも取り組んでおり、今後、農業用水の安定供給による高品質で定時・定量の農産物の生産が可能となり、農業の生産性向上に大きな期待が高まっている地域でもあります。

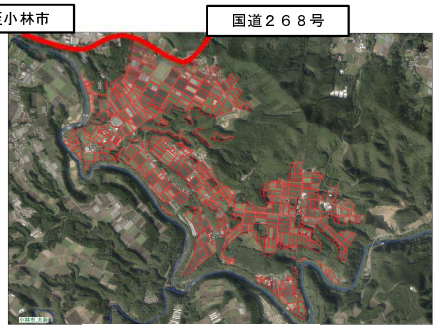

大萩地区の対象農地

農地中間管理事業の活用にあたっては、地域農業の発展と農地の有効活用を図るために、大萩土地改良区の役員が中心となって事業推進に取組、地区内の認定農業者等を対象とした事業勉強会や意見交換会等を開催し、土地改良事業区域を農地集積エリアとして農地中間管理事業に取組むことを決めました。

これを受けて、8月30日（日）に大萩土地改良区の臨時総会を開催し、組合員の賛成多数により正式に事業に取組むことになりました。

農地中間管理機構を活用して農地集積を行うことにより、地区内で耕作している担い手の経営農地の集約化を進め、将来にわたり農地の有効活用を図ることを目指し取り組んでいるところです。

＜大萩地区での農地中間管理事業に係る取り組み経緯＞

◆H26.11.27 野尻町区各営農組合及び土地改良区等への農地中間管理事業の説明
◆H27. 6.16 大萩土地改良区役員との事業取組に関する打合せ
◆H27. 7.16 大萩地区担い手への農地中間管理事業説明会
◆H27. 8.30 大萩土地改良区臨時総会により事業取組に関する決議
◆H27. 9. 9 農地中間管理事業地権者個別説明会（権利設定の手続き①）
◆H27. 9.11 農地中間管理事業地権者個別説明会（権利設定の手続き②）

臨時総会の様子

＜農地第一課より＞

農地中間管理事業の地元説明会に参加すると、地域によって農地に対する農家の考え方も様々あることが分かります。農地の貸借が少なく、高齢者が現役で頑張っている地域や集落内で耕作できる人に毎年農作業をお願いしている地域などでは、それなりに農地が活用されており遊休農地もほとんどありません。このような地域で農地集積の話をしてもなかなか受け入れてもらえないことがあります。

しかし、近い将来、確実に耕作する人がいなくなるのは地域の農家も分かっています。このような地域こそ人・農地プランの話し合いを通じて、担い手の確保と農地中間管理事業の活用を検討し、来るべき時に備えていただきたいと思います。（事業担当）

農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。
公益社団法人 宮崎県農業振興公社　農地第一課　電話（直通）　0985-78-0210
メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp